

情防第 1 号  
令和 3 年度 黒潮町避難所等  
デジタル簡易無線機等購入仕様書

令和 4 年 1 月

高知県黒潮町

## 第1 適用

この仕様書は、黒潮町が避難所等に配備するデジタル簡易無線機の整備計画に伴う購入に適用する。

## 第2 購入品目及び数量

購入品目及び数量は、以下のとおりとする。

|     | 品 目                          | 単位 | 数量 | 備 考                   |
|-----|------------------------------|----|----|-----------------------|
| 携帯型 | 携帯型デジタル簡易無線機<br>(詳細は機器仕様による) | 式  | 21 | 参考商品：ICOM IC-DPR7S    |
|     | 専用ハードケース                     | 個  | 21 | 参考商品：ICOM LC-187      |
|     | マグネットアンテナ<br>(同軸ケーブル 4m含む)   | 本  | 2  | 参考商品：第一電波工業<br>MR350  |
| 基地局 | 基地局デジタル簡易無線機                 | 台  | 1  | 参考商品：ICOM IC-DPR100   |
|     | 卓上電源                         | 台  | 1  | 参考商品：ICOM PS-230A     |
|     | 基地局アンテナ(取付器具等含む)             | 本  | 1  | 参考商品：第一電波工業<br>350MVH |
|     | 同軸ケーブル                       | 式  | 1  | 100m                  |
|     | 諸経費                          | 式  | 1  | 設置費用等 (材料費含む)         |

## 第3 規格等

### ■共通

- (1) 総務省の指定証明機関による試験に合格したものであり、技術基準適合証明（工事設計認証）取得機器であること。

また材料部品については日本工業規格に定める通信用のものまたは同等以上の品質及び性能のものであること。

また、アンテナについても技術基準適合証明（工事設計認証）で登録されたものであること。

- (2) 「アイコム(株) IC-DPR6」と通話互換があること

- (3) 参考商品以上のものであること。参考品以外の同等品による場合は、資料等の説明により事前に担当課の承認を受けること。

### ■携帯型

- (1) 無線機本体は、日本工業規格指定の IP67/IP66/IP/55/IP54 に適合していること。
- (2) 充電器は、AC100V で充電でき、電池パックの電圧が一定電圧以下に低下した場合、自動的に再充電を開始する機能を有すること。
- (3) マグネットアンテナについては、携帯型デジタル簡易無線機のアンテナとして使用でき

るものであること。

#### ■基地局

- (1) 固定型アンテナを黒潮町役場本庁舎屋上の壁面に取り付けし、固定型無線機は3階大会議室前倉庫に設置し、据付配線工事等をおこなう。

また、2階情報防災課内にアンテナからのケーブルを分配配線すること。

- (2) 常に機能を維持するため、耐風・耐水・耐震および耐久性に十分配慮して施工すること。
- (3) 配線は、他の電源線・空調用電線等による影響を受けないように配慮すること。

屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないように確実に施工し、完全な防水処理をすること。

建物内への配線の引き込みは、防水処置及び水切りを十分に配慮すること。

### 第4 納入・設置場所

黒潮町役場

### 第5 履行期限

契約締結の翌日から令和4年3月25日まで

### 第6 機器の設定等

簡易無線機の通話等の設定、基地局の設置・設定等については、担当課と十分な協議のうえ設置・設定等行うこと。

無線局の設置に伴う無線局登録申請及び開設届についてはその運用開始にいたるまでの一切の手続について受注者の負担においておこなうこと。

なお、通信利用にかかる利用料は、本契約に含めないものとする。

### 第7 仕様書の解釈

本仕様書に明示なき事項であっても、装置の機能上当然具備すべきものについては、受注者においてこれを充足するものとする。

また、本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、双方において協議の上解決を図るものとし、一方的な解釈によつてはならない。

協議の議事録等はその都度1部提出し、担当職員の承諾を得るものとする。

### 第8 検査・検収等

受注者は包括登録が完了した機器を納品後、発注者検査員が行う検査を受けなければならない。検収完了後、受注者は、次の書類を提出する。

- (1) 納品書
- (2) 配線図等完成図書

(3) 登録状

(4) 取扱説明書（操作手順がわかるもの）を納入台数分

## 第9 補償

受注者は、納品日から1年以内において、取扱不注意及び天災以外の理由による故障等が生じた場合は、無償にて修理または交換を行うこと。